

令和4年(2022年)3月28日  
人権政策課 人権平和センター豊中

## 豊中市同和行政基本方針改定(素案)に関する意見募集の結果について

令和4年(2022年)2月14日～3月6日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

### (1) 集計結果

#### (1) 提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数 (人)	意見件数 (件)
1	郵便	—	—
2	ファクシミリ	2	4
3	電子メール	—	—
4	所管課への直接提出	3	18
5	電子申込システム	1	1
6	その他	—	—
	合計	6	23

(2) 市民等の区分別人数

	市民等	提出人数 (人)	意見件数 (件)
ア	市の区域内に住所を有する者	6	23
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	—	—
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者	—	—
エ	市の区域内に存する学校に在学する者	—	—
オ	市税の納税義務者	—	—
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	—	—
	合計	6	23

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆつていけん がいよう 提出意見の概要	し かんが かた 市の考え方
1	ぜんたい 全体	ぜんたい 全体	<p>これまでの動きや内容を細かく反映していることに感謝する。</p> <p>この新たな基本方針が、これからの豊中市民にとって、真の意味での人権・文化・教育のまちづくりの方針となり、住んでよかった、これからもずっと住み続けたいまちになることを切に願う。</p>	
2	ぜんたい 全体	ぜんたい 全体	<p>同和問題が現在も解決されず、豊中市の取組みは後退しているとしか思えない。かつて市は、当事者とともに、差別を許さないと差別事件に立ち向かってきたが、この間の差別事件に対する姿勢は、差別を差別と捉えることもできない状況であり、今一度、差別問題を自分のこととして行政が真剣に取り組み、解決に向けてともに前進してほしい。</p> <p>今、社会で問題になっている貧困や子どもの虐待など社会の数々の問題も部落差別を許している土壤の産物と思われる。</p> <p>「引き続き同和問題の早期解決をめざす」のなら、本気で取り組んでいただきたい。</p>	<p>改定した方針に基づき、今後同和行政の取組みを進めていきます。</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆついでん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
3	ページ 2ページ かいてい しゆし 改定の趣旨 した ぎようめ 下から 4行目	ページ 2ページ かいてい しゆし 改定の趣旨 した ぎようめ 下から 3行目	た じんけんかだい みっせつ れんかん 「他の人権課題と密接に関連し、・・・」を「部落問題 の固有性をふまえつつ、他の人権課題と密接に関連 し、・・・」とする。	いけん ご意見をふまえ、6ページⅢ. 基本視点の さいしゅうだんらく ぎようめ どうわもんだいこゆう 最終段落の 1行目に、「同和問題固有の かだい 課題をふまえつつ、」を追加し、「その解決 への道すじが、・・・」としました。
4	ページ 2ページ かいてい しゆし 改定の趣旨 した ぎようめ 下から 4行目	ページ 2ページ かいてい しゆし 改定の趣旨 した ぎようめ 下から 3行目	そうごうてき ぎようせい 「総合的な行政により、・・・」を「同和問題に特化 した取り組みのみにとどまらず、総合的な行政によ り、・・・」とする。	ほうしんぜんたい とお どうわぎようせい とりく 方針全体を通して、同和行政の取り組み は、同和問題の解決のみにとどまらず人権 ぶんか ね とりく すす 文化に根ざした取り組みを進めることにつ ながることを示しており、この趣旨に沿っ て記載しています。
5	ページ 3ページ きほんてきにんしき Ⅰ. 基本的認識	ページ 3ページ きほんてきにんしき Ⅰ. 基本的認識	だんらくめ ぎようめ ぶらくさべつかいしやうすいしんほう せいしき 3段落目の 4行目「部落差別解消推進法」を正式の めいしやう ぶらくさべつ かいしやう すいしん かん ほうりつ 名称「部落差別の解消の推進に関する法律」として、 かつこ カッコをつける。	ページ かいいてい しゆし だんらくめ せいしき 2ページ・改定の趣旨の 2段落目に正式 めいしやう きさい い か ぶらくさべつかいしやう 名称を記載し、以下、「部落差別解消 すいしんほう しめ する 推進法」と示すことを記しています。

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゅつていけん がいよう 提出意見の概要	し かがんが かつた 市の考え方
6	4ページ I. 基本的認識	4ページ I. 基本的認識	<p>下から3段落目の最後の文章「これまで、このような教育・啓発に取り組んできたが、先にも記載のとおり市内においてもいまだに差別事象は発覚しており、同和問題が解決したとはいえない。」の「市内においてもいまだに差別事象は発覚しており」という部分を、「インターネット上における同和地区への差別・誹謗中傷や、地区や個人のアウトティング（暴いたり、さらしたりすること）といった新たな手法による深刻な差別事象も発生しており、」とする。</p>	<p>I. 基本的認識の6段落目に、市内においても、インターネット上に差別を助長しかねない動画が掲載されたことを記載しています。ご指摘の箇所については、市内の状況を上記の内容を受けて記載しています。</p> <p>インターネット上の問題については、I. 基本的認識では4段落目の法務省調査や府民意識調査の結果の中で示し、6ページ・IV. 施策の基本的方向の1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進では2段落目において記載しています。</p>
7	3～4ページ I. 基本的認識	3～4ページ I. 基本的認識	<p>これまでの方針I. 基本的認識の後ろから3段落目と2段落目にあった「これまでの同和行政が、日本の人権政策をリードしてきたという側面を十分にふまえ、その発展に努める。」「すべての行政分野が本来基本的人権の保障と深くかかわっていることを確認するとともに横断的かつ総合的な人権施策を追求する。」は、削除してほしくない。</p> <p>さまざまな人権問題が起きており、これから一層、部落問題で学び培ったものが生かされなければならない。また、行政のあるべき姿として横断的、総合的に</p>	<p>I. 基本的認識において、これまで同和問題の解決に向けてどういった取り組みがされてきたのか、各団体の取り組みを記載しており、これらの取り組みの成果と課題を受け止め、同和行政を推進していくことを示しています。</p> <p>同和問題の解決に向けて総合的に進めていくことやその解決への道すがりが他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合うことは、方針全体を通して記載して</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆつていけん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
			すす 進めることが不可欠である。	います。
8	4ページ きほんてきにんしき I. 基本的認識	4ページ きほんてきにんしき I. 基本的認識	した 下から2行目「差別が現存するかぎり、」を「部落差別 げんそん が現存するかぎり、」とする。	ごいけん ご意見のとおりしゅうせい 修正しました。
9	4ページ きほんもくひよう II. 基本目標	5ページ きほんもくひよう II. 基本目標	ぎようめ そうごうてき ぎようせい 1行目「総合的な行政である」を、「行政である」と する。「総合的」は、聞こえはいいが、うす なか お こ み の中に押し込められたりして、見えなくなったりするた め。	どうわもんだい かいけつ む じんけん 同和問題の解決に向けては、人権や きょういく ふくし ぶんや とりく 教育、福祉など、さまざまな分野の取組み を総合的に進めていく必要があると考 え ており、このようにしめ 示しています。
10	4ページ きほんもくひよう II. 基本目標 ぎようめまつ 2行目末からの ぶんしょう 文章	5ページ きほんもくひよう II. 基本目標 ぎようめまつ 3行目末からの ぶんしょう 文章	「すべての地域社会に偏見や差別というものが受け入 れられない状態をつくりだすことである」を「部落差別 ちいきしやかい へんけん さべつ のない地域社会を実現することである。」とする。	ごいけん ご意見をふまえ、「部落差別のない地域 しやかい じつげん 社会を実現する」をついか 追加しました。

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆついきん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
11	<p>ページ 4～5ページ II. 基本目標</p>	<p>ページ 5ページ II. 基本目標</p>	<p>これまでの方針のII. 基本目標の1段落目末にあった「すなわち、人権文化に根ざした社会の実現である」が削除されている。まちづくりに人権文化の視点は最重要ではないか？ また、最終段落にあった「平和で平等な社会」が削除されている。SDGsを加えたために削除したのか、疑問を感じる。</p>	<p>2段落目に、人権文化の概念の説明「被差別の状況にある人が孤立せず、すべての人が個人として尊重され、互いに人間として尊厳を認め合い、人とひととの連帯・協働のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となる」を示しており、その人権文化に根ざした安心して暮らせる地域社会の実現を目標としています。 「平和で平等な社会」については、昭和61年(1986年)7月に策定された市の総合計画の施策であり、改定にあたり、現在の第4次総合計画の施策に合わせて「共に生きる平和なまちづくり」としています。</p>
12	<p>ページ 5ページ II. 基本目標</p>	<p>ページ 5ページ II. 基本目標</p>	<p>2～3段落目を以下のように変更してはどうか。 「すべての人が個人として尊重され、人間としての尊厳を認め合い、多様な生き方が可能となる安心して暮らせる地域社会の実現をめざす。したがって、部落差別は許されないものであるという認識のもと、これを解消することが重要な施策であることに鑑み、部落差別の解消に関し、本市としての『基本方針』を定め、市の責務を明らかにすると共に、相談体制の充実を図ることにより、部落差別の解消を推進し、もって、部落</p>	<p>ご意見をふまえ、2段落目の文頭に、「差別は許されないものであるという人びとの共通認識のもと、」を追加しました。</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆついでん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
			差別のない社会を実現することを目標とする。」	
13	5～6ページ Ⅲ. 基本視点	5～6ページ Ⅲ. 基本視点	<p>「基本視点」を「基本理念」とし、全体を以下のように書き換える。</p> <p>Ⅲ. 基本理念</p> <p>部落差別の解消に関する施策は、基本的人権の尊重の原理に則り、「部落差別を解消する必要性」に対しての、市民一人ひとりの理解が深まるように努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならない。</p> <p>ゆえに、令和2年(2020年)の「法務省調査」に見られる「恋愛・結婚に関わっての部落差別が残っていること」や、国の「部落差別の解消の推進に関する法律」において指摘されている「情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていること」、令和元年(2019年)の市民意識調査の結果、判明した「さまざまな人権課題が、人権教育で取り上げられる一方、同和問題が扱われなくなってきた」ことを要因の一つとして、「部落差別的な発言に接したときに、疑問や反発を感じない・迎合しかねない人が多数いる」という報告、また、同調査の自由記述欄で、多く見られた「誤解に基づく逆差別論」、「いわゆる“寝た子を起こすな”論」など、部落差別の解消を阻害している今日的課題と要因をふま</p>	<p>3ページからのⅠ. 基本的認識において、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることなどを記した部落差別解消推進法が公布・施行されたこと、市民意識調査において、年齢が若くなるにしたがって、さまざまな人権課題が人権教育で取り上げられるようになってい一方、同和問題が扱われなくなってきたことや、同和問題に関する差別的な内容の発言に接したときに疑問や反発を感じることなく受け入れる人や迎合しかねない人が多くいること、「寝た子を起こすな」という意見や「逆差別」であるという批判が自由記述において見られたことを示しています。</p> <p>また、5ページからのⅢ. 基本視点において、日常に潜む差別の背景を見抜く力を養い、その課題解決に向けて具体的な施策に結びつけていくことが必要であること、日常生活の中にある差別的な価値観や生活意識を問い直すことを通し</p>



No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆついでん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
			<p>え、これらに対する対策を十分に講ずることも、併せて、総合的に施策を実施しなければならない。</p>	<p>て、自発的に差別をなくすという態度が育まれることにつながる人権教育、啓発を人権文化の創造という営みとして推進すること、6ページからのIV. 施策の基本的方向・1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進において、生涯学習として、差別に出会ったときに適切に対応できる力をつけていくことが重要であることを示しており、ご意見の趣旨は方針に示しています。</p>
14	<p>5～6ページ III. 基本視点</p>	<p>5～6ページ III. 基本視点</p>	<p>同和問題解決に向けた今日的課題という観点にたてば、I. 基本的認識、II. 基本目標、III. 基本視点、IV. 施策の基本的方向について異論はない。しかし、III. 基本視点の最終段落の文言と実態が乖離しており、他の人権課題の中で同和問題が埋没する危険がある。</p>	<p>人権課題にはそれぞれ固有の課題もありますが、共通する課題もあります。同和問題の解決に向けた取組みが同和問題のみならず、他の人権問題の解決にもつながっていくという視点は不可欠だと考えています。なお、他のご意見をふまえ、「同和問題固有の課題をふまえつつ」を追加しました。</p> <p>同和問題を他の人権課題に埋没させるのではなく、同和問題の解決に向けて取り組むことによって、人権文化に根ざしたまちづくりが進むことを念頭に組み込んでいきます。</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆつていけん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
15	<p>6～7ページ</p> <p>IV. 施策の基本的方向</p> <p>1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進について</p>	<p>6～7ページ</p> <p>IV. 施策の基本的方向</p> <p>1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進について</p>	<p>人権文化の創造は、市民一人ひとりの人権感覚（人権意識）の高揚を図ることが大切と考える。それには、学齢期（学校教育段階）のみならず、成人期における教育の機会をどう拡充していくのかが必要ではないか。</p> <p>時代の変化とともに、人権基準（水準）も上がると同時に、他方では新たな人権課題が明るみに出てきている。</p> <p>成人教育（社会教育）としての人権教育の推進と充実に関する記述が不十分と考える。ぜひ、補強をお願いしたい。</p>	<p>III. 基本視点において、日常に潜む差別の背景を見抜く力を養い、その課題解決に向けて具体的な施策に結びつけていくことが必要であること、日常生活の中にある差別的な価値観や生活意識を問い直すことを通して、自発的に差別をなくするという態度が育まれることにつながる人権教育、啓発を人権文化の創造という営みとして推進することを示しています。</p> <p>生涯学習として、年齢や学校での学習経験の有無に関わらず、同和問題との出会い、学び直しができる機会の提供に努め、成人に対する教育・啓発も含めた取り組みを今後も進めていきます。</p>
16	<p>6ページ</p> <p>IV. 施策の基本的方向</p> <p>1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進について</p>	<p>6～7ページ</p> <p>IV. 施策の基本的方向</p> <p>1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進について</p>	<p>同和問題についての学校での学習機会が減少しているとあるが、今の社会科の教科書には部落差別についての記載もあり、教科の学習内での機会は以前よりもむしろ増えている。教職員の学習機会については、市内には教職員の研究団体もあり、一概に、教職員が学んでいないから、取り組んでいないとするのは違うのではないか。初任者研修などの悉皆の法定研修では、一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会の</p>	<p>ご意見をふまえ、「教職員も例外ではない」を削除しました。</p> <p>学校生活全体を通して、教科にかかわらずさまざまな機会をとらえ、同和問題に対する理解を深めていくことを進めています。教科によらない学習機会の増加が必ずしも同和問題に対する理解の深まりに直結するものではなく、同和問題に対する</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆついきん がいよう 提出意見の概要	し かんが かた 市の考え方
			<p>しよくいん こうし まね 職員を講師に招くなどしており、いっばん しみん くら 一般の市民と比べて きょうしよくいん どうわもんだい まな きかい 教職員は同和問題について学ぶ機会が多い。 「きょうしよくいん れいがい 教職員も例外ではない」というと、「きょうしよくいん どうわ もんだい まな 問題を学んでいない」という誤解を招きかねず、削除するべきではないか。 ぶらくさべつ かいけつ けつこんさべつ 部落差別は、かつてから解決できていない結婚差別な どに加え、じだい へんか 時代の変化によって生じている いんたーねっと さべつ インターネット上の差別などが新たな差別実態として ふくざつか 複雑化している。そのどちらにもふれるがくしゅうきかい 学習機会を そうしゆつ ひつよう 創出していく必要があり、教職員は今まで以上に学 びをふか きょうしよくいんじしん とうじしゃ びを深め、教職員自身が当事者との出会いから学ぶ ひつよう 必要があるのではないか。</p>	<p>ごかい へんけん ぎもん も さべつ であ る誤解や偏見に疑問を持ち、差別に出会っ たときに適切に対応できる力が育まれ てきせつ たいおう ちから はぐく るような学習を進めていくことが必要と がくしゅう すす ひつよう 考えます。そのためには、同和問題につい かんが どうわもんだい ての理解が十分でないまま学校教育を りかい じゅうぶん がっこうきょういく 終えた教職員に対する支援など、 お きょうしよくいん たい しえん 教職員自身の同和問題に対する理解を きょうしよくいんじしん どうわもんだい たい りかい 深めるけんしゅうとう けいぞく おこな 研修等を継続して行っていく ひつよう かんが 必要があると考えています。</p>
17	<p>ページ 6ページ IV. 施策の きほんてきほうこう 基本的方向</p>	<p>ページ 6ページ IV. 施策の きほんてきほうこう 基本的方向</p>	<p>じんけんぶんか そうぞう けいはつ きょういく すいしん 「1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進」 について、たいとる ぶんしょうないよう がっち タイトルと文章内容が合致するよう、 たいとる どうわきょういく すいしん けいはつ か いしゆつじ タイトルを「同和教育の推進と啓発」に変え、「出自や ねんれい きょういく すいしん つと さくじよ 年齢、・・・教育の推進に努める」までを削除する。</p>	<p>ほうしんぜんたい とお どうわきょうせい とりく 方針全体を通して、同和行政の取組み は、どうわもんだい かいけつ 同和問題の解決のみにとどまらず人権 ぶんか ね とりく すす 文化に根ざした取組みを進めることにつ ながることをしめ なを示しています。 げんざい ないよう しゆし そ かんが 現在の内容がこの趣旨に沿うものと考え ています。</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆつていけん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
18	<p>6ページ</p> <p>IV. 施策の基本的方向</p> <p>1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進について</p>	<p>6ページ</p> <p>IV. 施策の基本的方向</p> <p>1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進について</p>	<p>2段落目を以下のようにする。</p> <p>「同和問題についての学校での学習機会は、多様な人権課題が学ばれるようになる一方で、大幅に減少している。同和問題について理解が十分でないまま学校教育を終える人は増えており、教職員も例外ではない。このような状況の中、部落差別が身近な人からの伝承（誤った情報）により記憶されていくとともに、インターネット、とりわけSNSを通じて、差別を助長するような情報等が発信されており、部落差別は過去のものとは違った形で広がりを見せている。</p> <p>ゆえに、各学校・園における年齢と発達段階に応じた同和問題についての学習の機会を各年次ごと確実に確保すると共に、家庭・地域との連携、関係諸機関等との協力のもとに、同和問題についての教育を一体となって推進していくこととする。</p> <p>その際には各学校・園において、計画的・系統的なプログラムを作成し、校種間の連携・交流を通じて一貫性のある同和教育の推進を心がけるものとする。</p> <p>また、生涯学習として、年齢、学校での学習経験の有無に関わらず、部落問題との出会い、学び直しができる機会の提供に努める。</p> <p>さらに、市民の一人ひとりが職場や学校、地域、その</p>	<p>インターネット上における差別を助長するような情報等の発信や学校園における取組み、生涯学習としての人権啓発の取組みに関するご意見の趣旨は方針に記載しています。</p> <p>相談については、5ページII. 基本目標の2段落目において、人権文化の概念として被差別の状況にある人が孤立しないことを示し、7ページIV. 施策の基本的方向・2) 人権尊重のまちづくりの推進において、人権平和センターが困難を抱える人が安心して声をあげられる市民の安心・安全を支える場所として、人権文化の創造を基調としたまちづくりの推進に取り組んでいくことを示しています。</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゆつていけん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
			<p>た さまざまなかんきよう ばめん ぶらくさべつ であ          一人で悩まずに、速やかかつスムーズに相談し、          サポートを受けられる体制の充実を図らねばならな          い。その際には、同和問題の解決に向けて、継続して取          り組んでいる市民団体と緊密に連携し、問題を共有し、          解決を図ることが必要である。」</p>	
19	<p>7ページ          IV. 施策の          基本的方向          2) 人権尊重          のまちづくり          の推進</p>	<p>7ページ          IV. 施策の          基本的方向          2) 人権尊重          のまちづくり          の推進</p>	<p>3行目「・・・、対話によって相互の信頼関係を築いて」          を「・・・、対話と学び、気づきをスタートに相互の信頼          関係を築いて」とする。</p>	<p>信頼関係は、まずは対話することから          始まるものと考えます。そして、学びと気          づきは対話から醸成されるものと考え          ますので、このように示しています。</p>
20	<p>8ページ          V. 推進体制の          充実          1) 庁内の          推進体制</p>	<p>8～9ページ          V. 推進体制の          充実          1) 庁内の          推進体制</p>	<p>すべての人権問題にかかわる総合的課題への対応は、          大変重要なことと同意するが、その実現の道すじは          各々の人権課題解決に向けた取組みの中で模索・発見し          前進していくものである。同和問題が他の人権課題の中          で薄められ埋没する危険があり、あからさまな部落差別          事象が見えづらくなっている中で、同和問題の学習          機会の減少が「もう大した問題ではない」との印象に          ならないよう、どう積極的に取り組むかが問われている。</p>	<p>同和問題を他のさまざまな差別や人権          問題とも重ね合わせながら、問題の解決に          向けてすべての行政分野で取り組むこと          としています。部落差別は見えづらくなっ          ています。差別事象は実際に発生してい          ます。また、インターネット上では差別を          助長するような情報が発信されており、          差別に直面する当事者にとって深刻な</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゅつていけん がいよう 提出意見の概要	し かんが かが 市の考え方
				<p>もんだいであることに変わりはありません。          かいてい ほうしん ちょうない しゅうち もと          改定した方針を庁内に周知し、これに基          づいた職員研修を進めていきます。</p>
21	<p>ページ 8ページ V. 推進体制の じゅうじつ 充実 1) 庁内の すいしんたいせい 推進体制</p>	<p>ページ 8ページ V. 推進体制の じゅうじつ 充実 1) 庁内の すいしんたいせい 推進体制</p>	<p>ぎょうめ かくじんけんかだい たいおう くわ          3行目「そのため、各人権課題への対応に加え、すべて          じんけんもんだい そうごうてきかだい たいおう りょうめん          の人権問題にかかわる総合的課題への対応との両面か          らアプローチしていく体制の充実を図る。今後も多様          あぶろーち たいせい じゅうじつ ほか こんご たよう          な職員体制の中で、同和問題に対する理解を深め、部落          しよくいんたいせい なか どうわもんだい たい りかい ふか ぶらく          差別を見過ごすことがないよう、職員研修を進める。」          さべつ み す しよくいんけんしゅう すず          の部分について、「とりわけ、差別事件・事象が発生した          ぶぶん さいべつじけん じしやう ほんせい          場合には、的確な初期対応とともに、人権文化政策監の          ばあい てきかく しよきたいおう じんけんぶんかせいさくかん          リーダーシップの下で必要な措置が迅速にとられるよ          うに、体制の強化・充実を図る。何よりも、職員個々          りーだーしっぷ もと ひつよう そち じんそく          の部落問題の認識と理解を深め、部落差別を見逃すこと          ぶらくもんだい にんしき りかい ふか ぶらくさべつ みのが          がないよう、職員研修を進める必要がある。」とする。</p>	<p>さべつじしやう たい てきかく たいおう          差別事象に対する的確に対応していく          じゅうようせい にんしき さべつじしやう          重要性は認識しています。差別事象への          たいおう ふく どうわもんだい じんけん          対応も含め、同和問題をはじめとした人権          もんだい かいけつ む たいせい じゅうじつ          問題の解決に向けた体制を充実させてい          じゅうよう かんが          くことが重要だと考えますので、このよ          うに示しています。</p>

No.	がいとうかしよ 該当箇所	るびあり がいとうかしよ 該当箇所	ていしゅつていけん がいよう 提出意見の概要	し かんが かつ 市の考え方
22	<p>8ページ V. 推進体制の 充実</p> <p>2) 人権に関 わる市民団体 等との連携</p>	<p>9ページ V. 推進体制の 充実</p> <p>2) 人権に関 わる市民団体 等との連携</p>	<p>同和行政の推進にあたり、人権団体との「積極的 評価」および「密接な連携」を削除したことは、同和問題 の解決において、被差別当事者の声を遠ざけ、結果とし て協働の内実を後退させるものとなる。人権問題の 解決に向けた取組みは、各人権課題（被差別）の当事者 との批判と協働の中でこそ緊張感を持って検証・ 模索され、より効果的な方策へとつながっていく。ここ に提起された基本方針を実効たらしめるためにも、 積極的な連携のあり方を重視すべきである。</p>	<p>これまでの人権団体の取組みについて は、3ページからのI. 基本的認識に示して います。これらの団体と連携を図ってきた 成果をふまえ、被差別当事者と同和問題の 解決に向けて取り組む人びととの声を 大切にしながら、引き続き、協働と パートナーシップにより取組みを行うこ ととしています。</p>
23	<p>8ページ V. 推進体制の 充実</p> <p>2) 人権に関 わる市民団体 等との連携</p>	<p>9ページ V. 推進体制の 充実</p> <p>2) 人権に関 わる市民団体 等との連携</p>	<p>4行目「協働とパートナーシップにより時勢に適した 取組み」とあるが、「時勢に適した取組み」とは意味が 不明で、誤読の恐れもあるので、「協働と パートナーシップを促進し、取組みの充実を図る。」と する。</p>	<p>ご意見をふまえ、「時勢に適した」を削除 しました。</p>